

主張発表大会の実施について

主張発表大会実施要領

1. 趣 旨

全青連は、平成 10 年度から商工会青年部全国大会を開催し、各ブロックの予選を勝ち抜いた代表者による主張発表大会を行っている。その内容は、青年部活動や経営体験等をテーマとして行われ、年々その発表内容や表現力等が向上し、参加者に多くの感動を与えてきた。

商工会青年部全国大会は、年に一度、全国の青年部リーダーが一堂に会し、青年部活動推進のための情報交換や資質向上等を目的として開催されるものであり、青年部活動及び青年部員としての活動等を発表することにより、相互に研鑽することで、地域リーダーとしての自覚と意識の高揚をはじめ、若手経営者・後継者としての資質向上に資することが期待できる。

今後の青年部活動の活性化に資するため、平成 30 年度も継続して実施する。

2. テーマ

青年部活動を通じて、地域振興や自社経営等の活動事例を組み入れテーマを作成してください。

※青年部活動と関連しない内容とならないよう十分注意すること。

〈テーマ例〉

- ① 伊勢湾で隔てられたまちから伊勢湾で繋がるまちへ
- ② 新たな連携が町づくりにつながっていくと信じて
- ③ 私たちの青年部改革プロジェクト
- ④ 青年部の知恵と技術の結晶
- ⑤ 未来の担い手である子どもたちに「経験」という“心の財産を！！”
- ⑥ 私を変えた青年部活動

[上記①～⑥は、平成 29 年度の主張発表全国大会に出場した 6 名のテーマ]

3. 出場資格

次の(1)及び(2)を充たす者とする。

以下の何れかに該当する者は主張発表全国大会への出場資格がないものとする。

- 主張発表全国大会出場経験者
- 県青連会長及び県青連会長経験者

ブロック割は次の区分とする。

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 東北・北海道ブロック | ④ 近畿ブロック |
| ② 関東ブロック | ⑤ 中国・四国ブロック |
| ③ 中部ブロック | ⑥ 九州ブロック |

- (1) 全国 6 ブロックの代表者とする。(計 7 名)

全国大会と同一年度内に開催される各ブロック大会における最優秀賞受賞者 1 名とする。

※但しブロック内の青年部員数が 1 万人を超えているブロックについては 2 名選出することとする。(H29. 4. 1 時点)

(平成 30 年度においては関東ブロックが該当となる。)

- (2) 全国大会開催日に、商工会青年部部員資格^{※1}を有する者とする。

※1 商工会青年部部員資格について（賛助部員を除く）

商工会標準定款例(第41条)

本商工会に、商工会の事業を積極的に推進するとともに、商工業の後継者たるべき青年の経営者としての資質を向上させ、もって商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資するための組織として青年部を置く。

商工会標準定款例(第42条)

青年部たる資格を有する者は、本商工会の会員たる商工業者(法人にあってはその役員)又はその親族若しくはその後継者として認められる者*であり、かつ、その事業を営む事業に従事する者であって年齢満45歳以下の者とする。

* 商工会の定款変更を行った場合のみ

4. 発表順序

大会当日までに、順序を決定する。

5. 発表時間

1名10分。

※ 発表時間は、終了の「3分前」「1分前」「終了時間」に掲示板にて告知する。

また、併せて終了の1分前及び終了時間に呼び鈴で告知する。

※ 各発表者の発表前に2分間のPR映像を上映する時間を設けるものとする
(PR映像の上映時間は発表時間に含まない)。

6. 審査委員

委員長 (学識経験者等)
委員 (中小企業庁 経営支援部)
(マスコミ関係者等) 2名
(全国商工会連合会 専務理事)
オブザーバー (全国商工会青年部連合会 相談役)

7. 入 賞

最優秀賞1名、優秀賞1名、優良賞5名

8. 書類提出

発表者は、発表内容を記載した原稿及びプロフィール、PR映像(DVD)を所定の期日までに全青連 事務局宛て提出する(詳細は別紙のとおり)。

9. 審査基準

内容、構成、表現力・態度により採点し、総合点をもって順位を決定する。

(1) 審査ポイント

① 内 容

- ア. 青年部活動又は青年部員としての活動が、地域の担い手として地域振興やまちづくりの貢献に相応しいものであるか否か
- イ. 商工会を通じ政策・施策等を活用し、その結果自社の経営力向上や地域の発展へと結びついたか否か
- ウ. 他の青年部活動や青年部員の範となり、共感を得るものであるか否か

エ. 青年部活動又は青年部員としての活動が、創造性、アイデアに富んだものであるか否か

※ア～エのいずれかを満たすことを前提として総合評価する。

また、個人的体験談や自社のPR等に偏っていないか注意し評価すること。

② 構成

論旨が明確で、説得力があり、分かりやすいか否か

③ 表現力・態度

表現力が豊かであり、人に好感を与え、訴える力があるか否か

(2) 採点のウェイト及び採点基準

審査項目		特に良い	良い	普通	あまり 良くない	悪い
内容	50 %	5	4	3	2	1
構成	30 %	5	4	3	2	1
表現力・態度	20 %	5	4	3	2	1

※ 審査にあたっては、特に内容に重点を置くこととし、表現力等の技巧にとらわれないよう注意すること。

※ 審査委員1名あたりの持ち点は、50点(内容25点：構成15点：表現力・態度10点)満点とする。

※ 採点の結果、同点となった場合には、各委員の評価等も勘案し、協議することとする。

(3) 発表所要時間の評価

発表所要時間が10分を超過あるいは10分より少なかった場合、審査員それぞれの採点結果から次の基準で減点を行う。

＋	－	1分以上2分未満	3点
＋	－	2分以上3分未満	5点
＋	－	3分以上	7点

10. その他

(1) 発表者による壇上でのプレゼンテーションツールや小道具等(発表に直接関連する成果物や写真等)の使用は、一切認めないものとする。

(2) 発表時の服装は、正装(スーツ着用とし、男性についてはネクタイを必ず着用)とする。

(3) その他、審査に関する事項については、審査委員の協議により決定する。